

令和5年1月17日 祝認定!

"日本農業遺産"束稲山麓地域

出前講座のご案内

東稲山麓地域農業遺産推進協議会では、東稲山麓地域(※)が「日本農業遺産」に認定された内容について皆さんに知っていただくため、無料で出前講座を実施します。お気軽に下記連絡先までお問合せください!

※ 一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区

日本農業遺産とは

我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)として、農林水産大臣により認定されるものです。

束稲山麓地域の農林水産業システムとは

「災害リスク分散型土地利用システム」

洪水害や干ばつなどの自然災害から生命や生活を守るため、各農家が 山麓地と低平地の両方に農地を分散所有するとともに、地域が共同で ため池や森林の保全管理を行っています。

対象

地元農家・住民、企業、商工・観光関係者、小中学生等

【活用例】研修の一環として、総合的な学習の一部として 等

所要時間

30分程度(応相談)

講座の 内容

- 農業遺産とは?
- ・ 束稲山麓地域を取り巻く災害と、 伝統的に受け継がれてきた対応方法について
- ・ 地域資源を生かした6次産業化の取組
- ・ 里山環境が育む豊かな生態系
- ・ 地域を守る取組の紹介
- ・ 今後の方針について

講師

束稲山麓地域農業遺産推進協議会 事務局員

(一関市農政推進課、奥州市農地林務課、平泉町農林振興課、県南広域振興局農政部)

お問合せ

束稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局

(代表:岩手県県南広域振興局農政部) TEL 0197-22-2842